

【一枚で複数の健診種類が記載されている場合】
 →他の様式についても同様にご対応をお願いします。

別紙6の別紙3

健康診断個人票

事業所名	
所在地	

氏名	健診 次郎		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日	
		性別	男 ・ 女				
健診年月日	平成25年3月22日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年齢	歳		歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名	電離放射線						
業務歴							
既往歴							
自覚症状							
他覚症状							
服薬歴							
喫煙歴							
身長 (cm)							
体重 (kg)							
BMI							
腹囲 (cm)							
視力	右	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()
聴力	右 1000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	4000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
	4000Hz	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり	1所見なし2所見あり
検査方法	1オージオ 2その他		1オージオ 2その他				
胸部エックス線検査	直接	間接	直接	間接	直接	間接	直接
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
喀痰検査							
血圧 (mmHg)							
貧血検査	血色素量 (g/dl)						
	赤血球数 (万/mm ³)						
肝機能検査	GOT (IU/l)						
	GPT (IU/l)						
	γ-GTP (IU/l)						
血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)						
	HDLコレステロール (mg/dl)						
	トリグリセライド (mg/dl)						
血糖検査 (mg/dl)							
尿検査	糖	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
	蛋白	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
心電図検査							

(記入要領)

健診次郎様の個人票(全2ページ)の例のように、複数種類の健診結果の記載がある場合は、健診の種類ごとに該当箇所が分かるようにしるしを付けます。

※この例の場合は、

《一般健康診断》該当件数→1件

《電離放射線健康診断》該当件数→1件

《その他の検査》該当件数→1件

一般

健 診 年 月 日	平成25年3月22日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
白血球数(個/mm ³)					
白リンパ球(%)					
血単球(%)					
球異型リンパ球(%)					
百分好中球	桿状核(%)				
	分葉核(%)				
分好酸球(%)					
率好塩基球(%)					
赤血球数(万個/mm ³)					
血色素量(g/dl)					
ヘマトクリット値(%)					
皮膚	発赤(有無)				
	乾燥又は縦じわ(有無)				
	潰瘍(有無)				
爪の異常(有無)					
細隙灯頭微鏡検査方法	前眼部/前眼部・後眼部	前眼部/前眼部・後眼部	前眼部/前眼部・後眼部	前眼部/前眼部・後眼部	前眼部/前眼部・後眼部
眼	水晶体の混濁(有無)				
	眼圧(右/左)	/	/	/	/
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医療機関名					
健康診断を実施した医師の氏名印					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名印					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名印					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名印					
備考					

電離

その他

一般

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。